○立川市介護施設等におけるＰＣＲ検査等補助金交付要綱

令和２年12月23日要綱第179号

改正

令和３年１月12日要綱第４号

令和３年２月25日要綱第14号

令和３年４月30日要綱第63号

令和３年６月30日要綱第96号

令和３年７月２日要綱第149号

　　　　　　　　　令和４年４月１日要綱第115号

立川市介護施設等におけるＰＣＲ検査等補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の感染の拡大を防止するため、介護サービス事業を実施している事業者がＰＣＲ検査等（行政機関の必要により実施するものを除いたＰＣＲ検査及びこれに代わる方法によるものをいう。以下同じ。）を受けさせるための経費を補助することについて、立川市補助金等交付規則（昭和41年立川市規則第１号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に所在し、次の各号に掲げる介護サービスのいずれかを行う介護施設等を運営する者とする。

(1)　介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第８条第２項に規定する訪問介護

(2)　法第８条第３項に規定する訪問入浴介護

(3)　法第８条第４項に規定する訪問看護

(4)　法第８条第５項に規定する訪問リハビリテーション

(5)　法第８条第７項に規定する通所介護

(6)　法第８条第８項に規定する通所リハビリテーション

(7)　法第８条第９項に規定する短期入所生活介護

(8)　法第８条第10項に規定する短期入所療養介護

(9)　法第８条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(10)　法第８条第16項に規定する夜間対応型訪問介護

(11)　法第８条第17項に規定する地域密着型通所介護

(12)　法第８条第18項に規定する認知症対応型通所介護

(13)　法第８条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護

(14)　法第８条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護

(15)　法第８条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(16)　法第８条第24項に規定する居宅介護支援

(17)　法第８条の２第16項に規定する介護予防支援

(18)　介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる者は、補助金の交付の対象としない。

(1)　立川市暴力団排除条例（平成23年立川市条例第14号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に掲げる暴力団

(2)　その代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴排条例第２条２号に掲げる暴力団員又は同条第３号に掲げる暴力団関係者に該当するものがある者

(3)　他の補助制度等により補助を受けている者

（補助対象事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が新型コロナウイルス感染症の感染の拡大を防止するため、市長が別に定める期日までに、次の各号のいずれかに掲げる者を対象としてＰＣＲ検査等を受けさせるものとする。この場合において、当該ＰＣＲ検査等は、市長が特に必要と認めたときを除き、対象者１人につき１回限りとする。

(1)　補助対象者の前条第１項に規定する介護サービス（以下「介護サービス」という。）を現に受けている者、又は新たに受ける者

(2)　補助対象者の職員（前条第１項第14号又は第15号に掲げる介護サービスを行う介護施設等の職員を除く。）

(3)　前２号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認めた者

２　前項の規定にかかわらず、前条第１項第１号から第13号まで、第16号及び第18号に掲げる介護サービスを行う施設職員等の職員を対象とする抗原定性検査は、補助の対象としない。

（補助金の交付額）

第４条　補助金の額は、ＰＣＲ検査等１件につき20,000円（抗原定量検査及び抗原定性検査の場合は、7,500円）を限度とし、当該ＰＣＲ検査等の実支出額とする。ただし、予算の範囲内の額を限度とする。

２　前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める期日までに介護施設等におけるＰＣＲ検査等補助金交付申請書（第１号様式）に必要な書類を添付して提出するものとする。

（補助金の交付決定）

第６条　前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは介護施設等におけるＰＣＲ検査等補助金交付決定通知書（第２号様式）により、不適当と認めたときは介護施設等におけるＰＣＲ検査等補助金不交付決定通知書（第３号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び支払）

第７条　前条の規定により補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、介護施設等におけるＰＣＲ検査等補助金交付請求書（第４号様式）により補助金の交付を請求するものとする。

２　前項の規定による請求があったときは、内容の審査を行い、適当と認めたときは、補助金を支払うものとする。

（決定の取消し）

第８条　交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1)　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2)　この要綱の規定に違反したとき。

(3)　補助金を他の用途に使用したとき。

(4)　交付決定者が第２条第２項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(5)　その他市長が不適当と認めたとき。

（補助金の返還）

第９条　交付決定者は、交付決定の全部又は一部が取り消された場合において、既に補助金が支払われているときは、指定された期限までにその全部又は一部を返還するものとする。

（違約金加算金）

第10条　交付決定者は、交付決定の全部又は一部が取り消され、その返還が求められた場合において、当該返還に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既に返還した金額を減じた額）に、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を合わせて支払うものとする。ただし、当該違約加算金が100円未満のときは、この限りでない。

２　前項の規定により違約加算金の納付を求められた場合において、納付した金額が返還を求められた補助金額の額に達するまでは、当該納付額は、まず当該返還を求められた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金）

第11条　交付決定者は、前条の規定による補助金の返還を求められた場合において、これを定められた納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納額に、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を支払うものとする。ただし、当該延滞金が100円未満のときは、この限りでない。

（他の補助金等の一時停止等）

第12条　第10条の規定による補助金の返還を求められたにもかかわらず、交付決定者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について当該交付決定者に対し交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

（関係書類の整理保管）

第13条　交付決定者は、当該補助金に係る帳簿及び証拠書類を備え、当該補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後５年間保存するものとする。

（調査等）

第14条　市長は、補助金に関し必要があると認めるときは、交付決定者に対し、報告を求め、又は帳簿等の提出を求めることができる。

（消費税等に係る税額控除の報告）

第15条　交付決定者は、補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第５号様式）により、速やかに報告するものとする。この場合において、当該交付決定者は、当該仕入控除税額に相当する補助金を返還するものとする。

（委任）

第16条　この要綱の施行について必要な事項は、保健医療担当部長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和２年12月23日から施行し、同月17日から適用する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。